している供給管を除く。）、第十一号、第十四号及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	(1)　［略］	
ハ　特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）	(2)　第五十三条第二号ヌ及び第四号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管（ポリエチレン管を使用しているものを除く。）の部分及び亜鉛めっきを施した供給管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を	［略］
	［略］	

一号、第十四号及び第二十号ハに係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	(1)　［略］	
ハ　特定供給設備（バルク供給に係るものを除く。）	(2)　第五十三条第二号ヌ及び第四号（第十八条第十号（地下室等に係る供給管の部分及び亜鉛めっきを施した供給管又は亜鉛めっきを施した供給管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）に限り、ポリエチレン管を使用している供給管を除く。）及び第二十一号に係る部分	［略］
	［略］	

除く。）に限る。）及び第二十一号に係る部分に限る。）に掲げる基準に関する事項	(3)　［略］	
	(4)　第五十三条第一号イ、ロ及びニからチまで、第二号イ、ロ、ト及びチ、第四号（第十八条第六号、第十号（地下室等に係る供給管の部分、亜鉛めっきを施した供給管（防しょくテープを施したものを含み、機能を損なうおそれのある腐しょくが生じないものを除く。）であって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用した供給管	［略］
	［略］	

に限る。）に掲げる基準に関する事項	(3)　［略］	
	(4)　第五十三条第一号イ、ロ及びニからチまで、第二号イ、ロ、ト及びチ、第四号（第十八条第六号、第十号（地下室等に係る供給管の部分、亜鉛めっきを施した供給管又は亜鉛めっきを施した供給管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る供給管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用した供給管を除く。）及び第二十号ハに係る部分に限る。）	［略］
	［略］	